

續長崎志

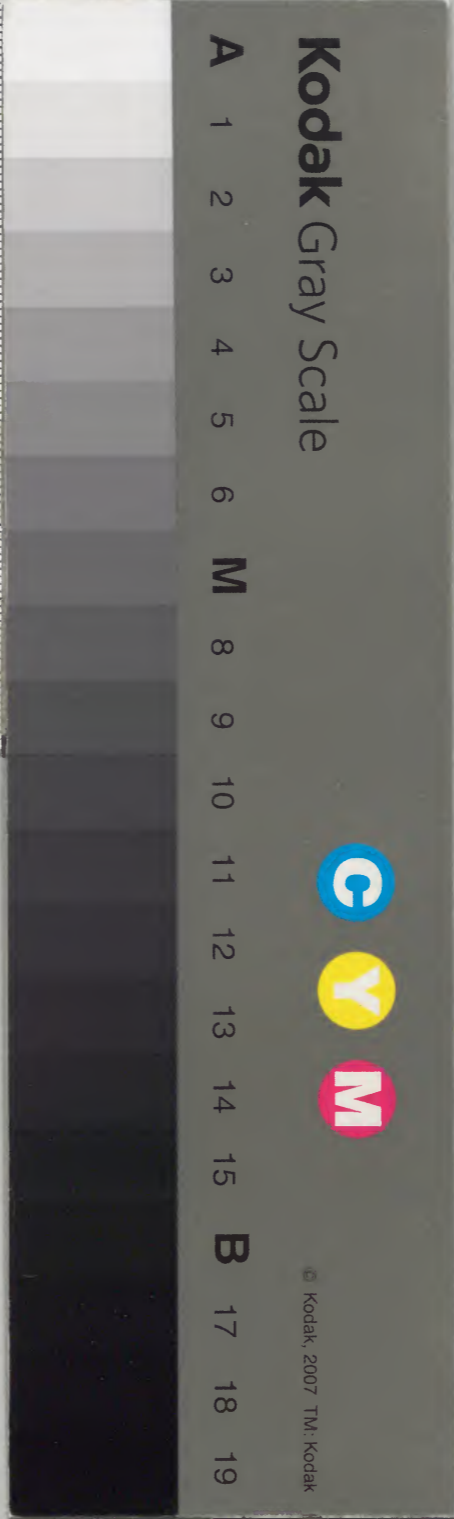
七八

和書門			
二九三八九	號	函	架
二一四	冊		

內閣文庫			
二九三八九	號	冊	函
二一四	冊		
七	冊		

内一〇八

內閣文庫			
番號	和	29389	
冊數		21 (12)	
函號		176	96



大正十一年三月二十七日

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館

東京市立第一圖書館



長崎志續編卷七目錄

内一〇五八號



紅毛船進港并雜事之部

天明五戌子年同八辛卯年同九返四年

安永元壬辰年同九庚子年同十返九年

天明元辛丑年同八戊申年同九返八年

寛政元己酉年同十二庚申年同十三返十二年

享和元辛酉年同三癸亥年同四返三年

文化元甲子年同十四丁丑年同十五返十四年

文政元戊寅年同十一己丑年同十二返十二年

天保元庚寅年同六

天保元年... 天保二年... 天保三年... 天保四年... 天保五年... 天保六年... 天保七年... 天保八年... 天保九年... 天保十年... 天保十一年... 天保十二年... 天保十三年... 天保十四年... 天保十五年... 天保十六年... 天保十七年... 天保十八年... 天保十九年... 天保二十年... 天保二十一年... 天保二十二年... 天保二十三年... 天保二十四年... 天保二十五年... 天保二十六年... 天保二十七年... 天保二十八年... 天保二十九年... 天保三十年... 天保三十一年... 天保三十二年... 天保三十三年... 天保三十四年... 天保三十五年... 天保三十六年... 天保三十七年... 天保三十八年... 天保三十九年... 天保四十年... 天保四十一年... 天保四十二年... 天保四十三年... 天保四十四年... 天保四十五年... 天保四十六年... 天保四十七年... 天保四十八年... 天保四十九年... 天保五十年... 天保五十一年... 天保五十二年... 天保五十三年... 天保五十四年... 天保五十五年... 天保五十六年... 天保五十七年... 天保五十八年... 天保五十九年... 天保六十年... 天保六十一年... 天保六十二年... 天保六十三年... 天保六十四年... 天保六十五年... 天保六十六年... 天保六十七年... 天保六十八年... 天保六十九年... 天保七十年... 天保七十一年... 天保七十二年... 天保七十三年... 天保七十四年... 天保七十五年... 天保七十六年... 天保七十七年... 天保七十八年... 天保七十九年... 天保八十年... 天保八十一年... 天保八十二年... 天保八十三年... 天保八十四年... 天保八十五年... 天保八十六年... 天保八十七年... 天保八十八年... 天保八十九年... 天保九十年... 天保九十一年... 天保九十二年... 天保九十三年... 天保九十四年... 天保九十五年... 天保九十六年... 天保九十七年... 天保九十八年... 天保九十九年... 天保一百年...



長崎志續編卷七

紅毛船進港 雜事 部

明和丙子年

天保六月廿六日入津

一 尚春江府系より印科紅毛人四月三日於京都病死同

五日五女寺中東陽院に葬埋す

一 尚年入津の船より伯兒是亞國出産七歳の牡馬一疋

牽渡り津用古紙九月廿六日江府に送る由り

明和丙子年

天保七月四日同七日入津

一 尚年入津の船より伯兒是亞國出産の牡馬二疋牽渡り

一 浪銭三種より或百口指五貫九百六拾九匁五分持渡。
以和七庚寅年 是艘里六月十六日入津

一 尚年入津の船より伯見是亞國出產の牡馬是年津
市用とあり十月二日江戸府より着あり

一 尚年浪銭デカト六拾八貫四口或拾六匁一分持渡
以和八年卯年 是艘六月十六日同十七日入津

一 尚年入津の船より伯見是亞國出產の牡馬是年津
浪銭三種より八拾六貫七百七拾五匁九分持渡
安永元壬辰年 是艘七月八日入津 船より島津より

一 尚年入津の船より島津より破あり
系組人数預船

系移り右船系拾五 左長崎より役人兼水夫等を
多量尚港より引送り九月十五日波入津 舟楫作飽の浦満
沼の上へ引寄返り若揚者より室舟八翌年入札拂り作舟

但し船濡着相翌年の春賣りあり

一 尚年浪銭二種より七十一貫九百十四匁八分持渡

安永二癸巳年 是艘六月廿四日廿八日入津

一 尚年浪銭二種より百三拾五貫三百八拾七匁五分持渡

安永三甲午年 是艘六月廿七日七月朔日入津

一 尚年浪銭二種より百口指四貫三拾五匁五分持渡

安永四乙未年 是艘七月十九日入津

一 当年浪浅テカトニ九貫九百十二匁二分持渡

安永五丙申年 或艘六月十六日同十八日入津

一 当年浪浅テカトニ百四十七貫九十九匁七分七厘四毛二糸

持渡

安永六丁酉年 或艘七月九日同十日入津

一 当年浪浅テカトニ百十二貫三百八十八匁三分五厘持渡

安永七戊戌年 或艘七月十七日同廿日入津

一 当年伯兒是西國出產の牡馬ニ疋牽渡

但し和馬年以來伯兒是西馬并紅毛馬與等並持渡
為正養英苗秋泊帆の赤上洞を系介以下

一 当年浪浅ニ極 八十貫五百七十六匁七分持渡

安永八己亥年 或艘七月四日同七日入津

一 当年浪浅テカトニ二十七貫七百三十一匁二分持渡

安永九庚子年 或艘七月八日入津

一 当年浪浅百二十一貫四百八十一匁二分持渡

天明元年丑年 或艘六月廿三日入津

一 当年浪浅テカトニ百三十八貫七百七十七匁五分持渡

天明二壬寅年 入津

天明三癸卯年 或艘七月廿九日入津

一 去年入津 春甲為丹系府津多々候願通

以下知有、當年出府洋札云々

天明甲辰年

至艘六月七日入津

一 當年浪浅二種、一、百一十貫九百九十四匁五分持渡、

天明乙巳年

至艘七月十八日入津

一 當年浪浅二種、一、百三十八貫八百三十四匁五分持渡、

天明丙午年

至艘七月晦日入津

一 當年浪浅二種、一、百七十四貫九百三十二匁五分持渡、

天明丁未年

至艘六月廿四日入津

一 當年浪浅テカト、百九十貫九百二十五匁八分持渡、

天明戊申年

至艘七月十日入津

一 當年浪浅二種、一、百四貫七百六十四匁五分持渡、

寛政元己酉年

至艘六月九日同土日入津

一 當年浪浅十種、一、百十貫百七十二匁五分持渡、

寛政二庚戌年

至艘七月十七日入津

一 近年浪山出廻不能、一、當年半減高賣、作由自今

年、至艘、一、浪来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

一、命、一、且、半、減、高、賣、一、作、由、自、今、一、浪、来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

一、年、一、且、半、減、高、賣、一、作、由、自、今、一、浪、来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

一、年、一、且、半、減、高、賣、一、作、由、自、今、一、浪、来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

一、年、一、且、半、減、高、賣、一、作、由、自、今、一、浪、来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

一、年、一、且、半、減、高、賣、一、作、由、自、今、一、浪、来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

一、年、一、且、半、減、高、賣、一、作、由、自、今、一、浪、来、一、波、一、廻、一、浅、一、六、十、一、匁、一、分、一、持、渡、

以彼所附福改以彼所附大水通朝号附流出府七改与

命之

一 紅色人ハ新進相以奉外亦在始語向在計長中ノ可為

中城之旨以命之

一 當年浪淺二種ノ中五貫一匁二分持渡之

寛政三年亥年 入津云々

一 當年春甲必丹系府体年三月以彼所附福改人出彼所附

一人お通朝一人新上物附流出府以之

寛政四年亥年 入津云々 至艘七月八日入津

一 亥亥年入津云々三月南表江府新上物云々

一 當年浪淺テカトニ十七貫二百四十三匁持渡之

寛政五年戌年 至艘七月廿日入津

一 新上物附流出府當年三月小通朝至人お通

一 當年浪淺テカトニ十七貫二百六十五匁持渡之

寛政六年酉年 至艘七月五日入津

一 當年春甲必丹江府系上之船以若支者ノ中ノ延引之及以三月

十五日尚地出是ノ一六月三日ノ船云々

一 當年浪淺テカトニ十七貫二百四十九匁持渡之

寛政七年申年 至艘六月廿日入津

一 當年浪淺テカトニ二十六貫二十八匁八分持渡之

寛政八丙辰年

入津

寛政九丁巳年

壬辰六月廿八日入津

一 去辰年入津

一 当年浪浅

寛政十年

壬辰六月十日入津

一 二月六日辰子中刻

一 巳上刻火起

一 船倉十軒

一 何里屋通

一 紅毛人

舟口

船倉

幸所

一 尚

一 出

一 廿一日

一 日

一 願

一 尚

一 吹

其是也故年苗有之翌年八月本津浦引舟不沈船あり
依之日本濱邊下俣尾を造作し宗祖紅色人を以て是を苗地
酒家氷師を以て揚子江俣尾其後右沈舟浮方存あり
そのハ中支分山浦あり其市中市より浮方頭あり者あり
其洲を施法といふも是は浮方ありありあり
但し浮方舟浪舟費自地下役人費用浪舟熱所より
割浪を以て割合を算す

寛政十七年

是艘六月十五日入津

一 去年沈舟し紅色船あり浮方ありあり本防州都濃郡
中々濱船頭在吉野といふ所の存あり紅色人傳軍

右より浮方舟俣尾を造作し其許あり二月十五日
浮方取掛り同舟九日浮船あり二月三日本津浦俣尾船頭
造り引揚し後造り修復を以て帆柱を造り五月廿五日
沖出帆し其舟あり於洋中逆風之難難あり其舟あり
六月十六日南港に引入舟の修復を以て九月廿日に引入舟
入津し船一回出帆あり

一 出島乙船船頭是建六月十六日より修造取掛り十月十日就
一 當年浪浅二程あり其費二百二十二匁二分持渡

寛政十二庚申年

是艘五月廿五日入津

一 是日月日木ル子を以て紅色船是艘入津し是は去秋苗濱

出帆の船リユコーニヤトりのふく雑船の運船其不敷人
 船其取系助命してホル子ラ一港寄上陸し其末中船を
 以て雜船の船を喫喝也下通達しホル子ラ一港寄上陸し
 小船を借後尚三月廿七日出帆し一迅速に入津しを由あり
 依り先港内には船主並定例喫喝此出りの為に入津の上
 カヒタニ願ひ依り船寄物の積りし高免許者九月十九日
 出帆泊國

一 去年渡来の船出帆の旨及雜船積寄物未既没しし
 損を多くコンパンヤ困窮し及れを以てカヒタニ一扶助を
 願ひより去年浪室浪百貫目助成ししと下

一 当年浪淺二程より百十一貫百三匁分持渡し

享和元年

二艘六月九日入津

一 当年人取渡二十七貫二百三匁分持渡し

享和二年

二艘七月九日入津

一 近年紅毛船以船と遠く小船より余渡り積寄るを敷其上
 去年年入津の紅毛船難船を越損失多く紅毛人自元
 操合不宣仕入方不引度月寄物の操合より小取余渡り
 以定高洞買渡り強翌年大船仕出し其年以定高洞
 六十萬斤と前年渡り強銅も買渡右洞高積り余を渡帆
 以ては操合高賣の操合も宜しお船自來船に依り年

是艘之不限滿年、一艘二艘、後未之波積、海北洞曾積
前一艘波未之翌年、於又三艘波未、前年の強潮、其年
定數の内を、其の強潮、一、二年迄、之等の融通、不可
積、之、其の、七月、命、
去百五年、西島流、男、女、七人、當年、紅毛、二番、船、
連、歸、
享和三年

享和三年 七月六日入津

一 當年浪浪之種、二十七貫七百二十九匁、分、持、後、

文化元甲子年 七艘七月二日同六日入津

一 當年浪浪之種、四十四貫二百八匁、分、持、後、

一 當年紅毛風況、其、而、西國、より、日本、に、使、節、の、者、若、裁、
本國、より、嘆、留、此、中、送、り、
中、紙、に、展、示、切、
古、書、常、に、掛、置、
一 當年紅毛本方、為、賣、不、別、展、為、法、免、其、不、注、文、為、物、買、入、
雜、費、
文化元丑年 七艘七月廿一日入津

一 當年浪浪之種、二十七貫五百二十二匁、分、持、後、

一 當年より、年、に、甲、必、丹、江、府、洋、礼、
其、展、以、府、
其、展、以、府、
其、展、以、府、

作由依り九月十六日通朝を以て甲必丹と右に録せしむ

文化三丙寅年

或禮六月廿二日同廿七日入津

一 當年浪波二種より七十貫二百三十二匁七分持渡し

一 當年紅毛人の海賈債お願右に波絶の事持渡度証を以

甲必丹再懇依頼當年浪和波賈債の條十二月十六日免許

一 方々

文化四丁卯年

或禮六月十八日同廿六日入津

一 當年浪波二種より二十貫二百九十九匁持渡し

一 當年甲必丹余所体年より波不消觸既一人に波所」既

一人お通朝一人お通朝一人お上物」既係由所了る

一 當年紅毛船より漂流由蘇國の者送來研証

一 當年持渡荷物の内録更端并是る持渡の程紗類も持渡

依り當年限り甲必丹に浪波六貫目より

一 同年本年高賈荷物の内終るる注文の事」積波右に録

波是端り方心配り」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

文化丙戌辰年

入津云々

一 當年甲必丹余所体年より波不消觸既一人に波不消一人

」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

一 當年甲必丹と和解物其の不用也 作舟右所用古舟、其の
額算算るるを以て、江府所少故く、浪三十枚甲必丹に
支下を右浪子、舟経道具其の品物の、い、てお後、各、後、無
但紅毛通船、其命、

一 紅毛為賣方し、徳寛政二戌年以來、其年買後、其定、洞、十
萬斤の、不、因、七、外、年、近、の、買、後、因、八、辰、年、欠、年、の、有、餘、洞
同九、己、年、買、後、洞、を、都、合、百、二十、六、萬、斤、の、高、同、十、年、買
後、の、後、願、い、趣、を、免、去、外、年、近、に、不、殘、買、後、の、不、を、年、中、國
節、法、年、の、く、者、銀、不、徳、法、産、お、を、買、高、の、其、お、如、者、業
を、之、不、以、所、而、く、天、明、を、丑、年、以、來、去、其、年、一、より、て、の

買、後、の、洞、粒、又、買、後、の、後、お、願、依、り、捨、列、の、沢、を、以、買、後、の
洞、を、二、萬、九、千、八、百、斤、高、辰、より、來、乙、午、年、近、に、乙、午、年、別、合、一、十、年、
十、肆、萬、六、千、六、百、斤、の、以、定、洞、を、指、算、斤、の、お、持、後、の、物、を、
悉、く、買、後、の、免、然、り、上、の、後、他、の、餘、算、將、其、不、獨、物、を、以、為、
信、一、其、不、注、文、の、品、入、を、持、後、各、當年、五月、に、命、

一 ホスキイテレイユニスト
一 英國風土相記候事
右、所用、舟、不、協、助、在、右、の、和、解、舟、作、舟、不、右、書、面、の、同、古文
古、語、等、お、あり、難、解、る、者、を、後、に、申、必、丹、其、不、其、紅、毛、人
より、對、後、の、各、洞、子、各、粒、又、紅、毛、船、入、津、の、上、の、船、洲、某、法

火器製法等類新編お傳の御字是又三陸方當年七月五
命並く

文化七〇二年

皇親六月十八日夜入津

一 出島御免賣込人を所持し紅毛船難航當年津用お如右
者人浪十枚取下し

一 當年積込物お如右方者賣込物代若去り并年強浪
元より御定例より残りしハ漸く洞十萬あるに
ありしハ難費渡お船御軽く帆難航人命お如右
を以て洞十萬并買込の積より定浪洋借いし度
甲必丹再懇願より返り増洞都合三十萬并買込後

九月御免の不及くを船御してを海内帆お業人命りも
拍し不種くお如右より尚又若干増洞を 作舟の然りしハ
本年大船難渡をお遠洋借の言急度と波五洞合十月
命

文化七〇四年

入津

一 當年赤府の紅毛人海防の難費浪物不足金七百十六兩洋借
お願定例より三分ありしハも蒙お許右月人參意お急
合の門より三百五兩赤府お如くお渡し右四月後
お府に 作紙

一 當年甲必丹所持のビヨメイルと申葉書津用三月お買上り

お代浪の貴目程新浪の内よりお返す

一 丙午年目録 江府系上へ紅毛人等近正月十四日乃出帆

尚地出立の事 弟の所以来正月七日迄也二月廿日若後

江府系上積りたる事 丙午年五月廿日命す

文化八年 丙午年

入洋す

一 去ル年紅毛船入洋す 丙午年五月廿日命す 尚地出立の事 弟の所以来正月七日迄也二月廿日若後

願す 依りて免許す

一 丙午年五月廿日紅毛人 諸厄利亞 言語通訳を 指南す 貴折

の 報告達 總軍 炭石 指儀を 獲得す

文化九年 申年

入洋す

一 去ル末年紅毛船入洋す 丙午年五月廿日命す 尚地出立の事 弟の所以来正月七日迄也二月廿日若後

願す 依りて 江府系上 免許す

文化十年 酉年

或艘六月廿八日入洋

一 丙午年入洋の紅毛船二艘 丙午年六月廿六日 喫啗吧を 出帆 六月廿日

尚津へ 若岸に 去ル年 吳語出る 丙午の 諸厄利亞 國フランス

國紅毛 國船 多止 丙午 後迄ハ 漸く 平和 丙午年 丙午 丙午 丙午

欠 願ハ 本國 船 船 多止 丙午 後迄ハ 漸く 平和 丙午年 丙午 丙午 丙午

渡海 船 船 多止 丙午 後迄ハ 漸く 平和 丙午年 丙午 丙午 丙午

丙午 國の 甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸 甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸

丙午 國の 甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸 甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸

酒年迄去年二年喫嘴吧出帆の島南地入津せりるる屋因
地方よりエケレスの款あり物色ありを奪ひ取れ宗延の
この甲必丹を始廣東の工ケレス有難く若送るれ口あり
喫嘴吧組の紅毛人をを差遣りし入津の上海し

一 当年入津紅毛二隻船より象を運載酒のけ象セイロント
いふ所の産物より七人運りし尾より七人あり七人あり是
三人あり後三人是のより三人象長さ五人南西年
三歳あり。江戸へ別使執上を願ひしにも免許あり
依り船中為替用小麦百俵を揚り酒帆の甚裁を仰り
當り京保十三日甲午年六月十二日廣東仕出り鄭大威

南京送の大船より象三疋載来りしより当年より凡
八十七年あり

一 トル紅毛人通船より信在利更云信教後より久く
在留ししは本年由國より酒酒廿五樽油廿五樽為
獲り大端し

- 一 当年浪濤テカトシ八十一貫六百五十九匁七分持渡し
 - 一 浪濤ハロフテカトシ四貫九百七十八匁五分持渡し
- 文化十一年
一 当年幕府の紅毛人御給の甚酒費浪名是より酒取替
渡り後甲必丹願ひるる免許人參府出用意令り

六百五十五大坂酒造より 浪二十一貫目以渡方有る 尚秋
入俵の上程より浪より 長崎倉庫より 波西列台堤 江戸
より作越る

一 魯西亜信在利亞言語古掛り 通詞より 海軍学統古
入用く書籍并 文具類 紅毛人より 持渡方以渡る 亦不倍元
利西ウヲルデンブック一紙二冊 文具類を 尚年持渡り
文具類ハ掛り 通詞より 切りく 書籍ハ以渡り 後く 積
り命り

一 甲必丹將丈吉右衛門辰年十月出生以来 同人七歳より
出渡り入 清免より 年浪お渡り 不紅毛國より あり

今十二月を一年に算し 来るより 未亥年十月まで
年限中在ま込出入 免許より 甲必丹中 互通免許有る

一 尚年浪渡 テカトニ 十三貫八百七十八文五分 持渡り

一 浪渡 ハロフテカトニ 百三十三文 持渡り

文化十二乙亥年 入俵云々

一 尚年甲必丹へ テレキドウフ 將丈吉右衛門 所年寄 亥配
より 作方 浪越る

文化十二丙子年 入俵云々

一 尚年紅毛 辞書 翻譯 命 小通詞 如より 物古 通詞 迄
より 同十一人 右 認方 掛り 作方

文化十丁丑年

弘艘七月四日入津

一 當年入津の紅毛船二艘五月十七日喫嗚吧を以て南地、
 北岸に連年敵意を有るの歐羅巴諸島を以て本年平和に
 自及迄は静穏を有り國王の力ロウテウエイキナアホウリ
 ム紅毛國の嗣子と國を以て死を以てしよつと
 前の國をプリンスラフイー破血極のもの再び國を以てし
 政事二十ヶ年を以て復たする年國を以てヤニコックブコム
 ホフ新甲必丹とあり海東は本年以來入津欠額の中
 歐羅巴諸島數年の戦争あり平和に本國の諸島あり
 ありと海報し諸島あり喫嗚吧、四島を以てしよつと二年

入津するもの能く海に當年自國の船を以て海東に入島
 在島の甲必丹ヘンテレキトウフ數年滞在して船切きを
 あり紅毛國を以てリッドルと稱する義會の賊意を
 あり彼邦よりリッドルトのいふ會を以てあり釋して
 ありの會士といふ是ハ國の爲民の爲力を賜ふ事を
 ありと智勇の人の考練ありあり命を以てしよつと
 ありり著しき後事を以て其徳を以てあり又新
 カヒタニヤニコックブコムあり病中ありあり妻テツタベルフスマ
 看病あり日本海海のあり喫嗚吧の官吏願ひ強ん
 其人乳母婢女等隨從して海東は名稱を以てしよつと

新カビタン妻

テツタベルフスマ

二十一歳

旧人子

ヨハン子スツクフロムホフ

二歳

乳母

プレートロ子ルラニエウ

二十二歳

婢

ヤコウバロイキ

十九歳

日

マラテイ

二十二歳

一 当年没来の甲必丹連海子妻并乳母婢女も在る
のり免許あり且古カビタンへシテレキトラフ新甲必丹と
交代してシテ國方以下知より八月十八日古カビタン
は没來り古由帆命婦女を一同に連海。

一 古甲必丹へシテレキトラフ寛政十二申年再没當年迄

在るをり十八ヶ年 江戸洋札を納るるに及 且

在留中其國海没來の甚洋用を勤知又去子年より

和菜譯書和信翻譯し才書籍取より依り年其勤知を

當りしれ 江戸云の上浪西十枚を應揚り

一 連年買換し酒は口より申す約銀二千二百斤は定酒を合し

百二萬三千二百斤買換り相願依り先年買換り年別

五分成年買換りも二十二萬三千二百斤己年買換り二十萬斤

は内十萬斤は定酒を合九十二萬三千二百斤は言

高賣物仕入方船運の先當年九月買換免許あり

一 當年没來の船頭紅先人へシテレキトラフニ享和二戌年

按計設より宗海より後進して酒米七段及び國法をより
滞船中取締軍一々一神無海洲印者より達德軍十月
十日の賞賞の命あり

一 同十月十日在留紅毛人ヤンビートルボウケット寛政五年始り
酒米文化之寛年同國翌卯年再後尚年進在留廿五年
より志ん成年古甲必丹一同系府且滞在中國法をより兼て
分掛より一々一付友古カビタン一回後同國より於可令再後分
出賞賞の命あり

一 尚年浪浪よりテカトニ七十七段五分持渡り
一人取渡七段五分五分持渡り

文政元寛年

弘艘七月四日同七日入陣

一 去年存年より子年進欠年六年分内定酒谷二百六拾五升の内
是々年即十五升の内尚年より去年より十五年しり内定酒
谷の内増を不賞後酒の内酒一残りも割合廿九升
内賞酒の多 作月酒絶し取て持渡分七月十五日甲必丹
多命あり

一 尚年入陣是書船より宗海外科紅毛人カレキサンドルキスレ
イニ通年難出某の身尚秋之を取國の命あり
一 尚年浪浪テカトニ四十一貫百九十九段五分持渡り
一 全浪是賞七百十九段五分持渡り

一 当年増潤或は振替行并捺廻買渡し候十二月十二日在甲必丹
に作後

文政二己卯年

或禮六月十日同廿六日入津

一 当年在買カビタシヤソツリブコムホフ日紅包因王よりリツドルと稱ハ
官振の勝りを在免後分へ津の上振し

一 当年凶定潤増潤を八十万斤と在来年七買渡市免銅
銀或二十万斤とも合百万斤買渡度願之候と当年限
買後分免許有し

一 当年テカト二十七貫五百六十八分持渡し

一 人民限九百八拾五又持渡し

文政三庚辰年

或禮六月十六日入津

一 当年春甲必丹系府休年より凶後市附船取に後市附大小通潤未
秋上物に附添出度し

一 当年増潤并江府洋札年と在勤夜紙お願し小洋紙
係ハ市免後と潤し候凶定潤六十万斤と在去々密年二十
万斤より増潤合を去々年五十万斤より買渡願し通云

一 作月より八年限中秋上物並紙を物法定例等と在以前
と通合の書附を以て八月十三日對西向にお願し甲必丹に命し
一 去年凶帆の一船船難船の難より一船又増潤十万斤願し通
都合百二十万斤当年限買渡免許有し

一 尚年浪浅テカト二十九貫七百七十匁九分持返

一 全浅ヲ貫百三十八匁二分持返

文政四年己年 武艘七月初日同二日入津

一 尚年入津の船より猪鬃二疋裁海より出無椀皮亞國の内ソツ
カといふ所の産より牝猪鬃四歳取より尾濤より曲尺九尺八首
長三尺五寸 胴若後一三尺五寸 西長三尺八寸 尾長三尺五寸
蹄より肩より言尺八寸 前足若後一七寸 後足蹄より腰
より言尺七寸 後足若後一七寸 牝猪鬃五歳取より尾濤
より曲尺九尺二寸 首長三尺八寸 胴若後一三尺 西長三尺八寸 尾
長三尺二寸 前足肩より言尺三寸 前足若後一八寸 後足腰

より言尺三尺五寸 後足一七寸 前足若後一八寸 後足腰
地方の亦之節首より尚年積持返

一 尚年入津二番船より 琉球國のりの三人 裁年分を吟味
し 琉球國の内大島大和濱間切の内今里村末森久作林
森久煮といふ者氏より尚六月廿六日泊澳として地方より
元里里沖へ船を出し 北風強し 嵐あり 翌朝地方
を先きの風浪源へ先給り 舟一 不同廿八日三人を所業院
船洋中より助裁家あり 引揚 撫育日色一 同系組
尚津へ 是舟より方より 籠りより 舟をくすくす八月
七日薩州軍役右系御在船の引渡生所、若返より 右方自

船頭アシフリイスコットに米三拾俵を褒賜す

一 当年浪浅テカトニ二十八貫二百八分持渡す

一 全浅テカトニ百四拾四貫持渡す

文政六年 或艘六月十二日入津

一 当年甲必丹系府体年一月四俵不附福以口俵以附大小
通廻等船上揚下海流出府より

一 去年より 当年より 今年より 増減百千兩の買渡
の取立又品々中上取願より 年来の國費補て
去年より 向百年より 今年より 百口取買渡免許あり

一 当年是亦合同位ニ貫七百三十二分持渡す

一 九程合同位九十六分持渡す

一 八程合同位貳貫四百九十二分持渡す

一 浪浅テカトニ百五貫六百三十七分持渡す

一 同ハコフテカトニ貳貫四百一十七分持渡す

一 人取渡一貫六百七十三分持渡す

一 形遣人取渡百七十二分持渡す

文政六年 或艘七月七日入津

一 去年已年別限為船上去年後 陸地取取津不用有買掛取

甲必丹中より 免許の取立より 八百口取買掛の取立より

二取立より 大小通廻の取立より 去年二月出島より

幸出通朝より徳色愛ひのちのく若き夫より市中若人富山石
文右衛門の徳色愛ひ依り右通朝中より為礼謝花田織本綿
三百三十端色綿細百五十七端青梅端七十端紋羽三十端甲必丹
若送る

一 高年入陣の舟より薩州家臣琉球國鬼界島代官役上村
友四郎同船既設橋口武多吉等并友四郎百仕くその五人
水之十七人船合二十四人裁舟月夜を吟味の代官役
交代本海豊後守自船十八端帆六百八十石積神通丸
宗組同島より鹿兒島納の黒砂糖積也去月十八日
出帆の不道風より翌十九日大名史改替り同廿四日同所

出帆より不道風中よりおろし難風より急い橋を伐捨大波
楫を取られ危殆より及りしにも幸あり鬼界島より
方角里数も不知為方角風浪も任に漂ひし同廿九日
曉何國の洋中にも知れ九里斗の海上を隔紅色舟
或艘走り来り右雜舟を名掛各端舟を艘を卸し不發
助け載られし船宗組ハ其後宗組一宗船ハ宗組ハ
接旨よりある一同宗組高津く若船中分より難事候
そしめりし九月廿二日薩州軍役石原正右衛門引渡
海國よりめりし右の月新甲必丹ヨハンウエルヘルムテスエル
これに米半俵五番或若舟取上同二十俵より獲揚り

一 尚年浪浅テカトニ六十二貫二十九匁五分持後

文政七甲申年

或禮七月二日同五日入津

一 去々末年より未酉年より二十年の増潤百十匁なり

貴後の不為又取中互相願ふより取家の法を

弟に成年より向寅年より五年の月日招費後免許

方

一 右の尚年限中執上揚法進揚八取諸定例等取より

多々き方里八月廿六日甲必丹に命

一 尚年貴後以定潤百十匁の内二十万斤分は返板

張中匁斤梓潤より買後取古新古甲必丹願

免許方

一 尚年足赤輪令三十目七分持後

一 手遠令三百八十匁五分梓之換り持後の不帰帆の前

積降

一 人既浅五十七貫六匁五分持後

一 浪浅テカトニ二十三貫七百十六匁七分持後

一 浪浅ハロフテカトニ五貫四百九十目持後

文政八乙酉年

或禮七月二日同七日入津

一 尚春甲必丹系府休年より以浪不附福以以後不附大小

通親等執上揚の附係出府

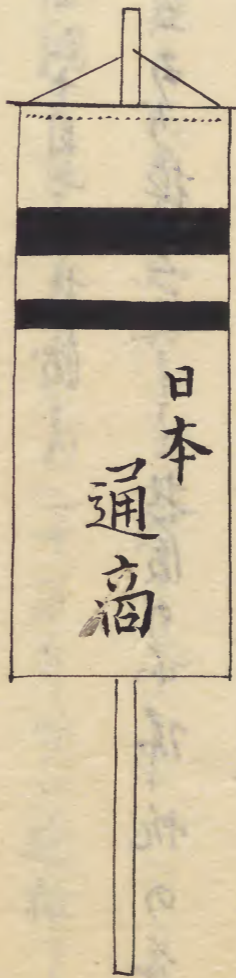
- 一 尚年人既淺之十五貫二百六十四匁八分持渡し
- 一 近來英國船日本の地入り種々波横行に依り紅毛船五長崎の如く漂到し汝等船等の長浦におおきく見張りしに目
- 一 官儀一本はお渡若日本の地入りある右儀を走し渡来者
- 一 且毎年入津の上以後亦お納進く所帆の長再ひて之儀有
- 一 尚年九月甲必丹の命令あり

幟雜歌

曲尺

長り三丈五尺

幅六尺五寸



布裕テサシ

右箱浪前所形略し

文政九丙戌年

或艘六月晦日七月初日入津

一 尚年人既淺の貫百六十四匁五分持渡し

一 位者人既淺七貫八百七十九匁七分持渡し

同十丁亥年

或艘六月三日同日入津

一 尚年人既淺の貫百六十四匁五分持渡し

出府より

同十丁亥年

或艘六月廿六日入津

一 尚秋出帆の船八月九日夜大風言波りて碇総切楯依

洲村店屋茶屋より赤揚の儀し同十日系組紅毛人

但右後浪言の内條浪の分は通て居る

一 同夜大風言波りし由島惣曲輪の内石垣百二十六石尺人同
練堀百二十八石五尺人尺為拵使場乙多部を通廻船を
コシハニヤ甲必丹部を源所會所設後百十五石尺人
部を花畑を不取と大橋に

一 同月亦三日夜再び大風言惣竹田口の前後水入口戸
島通廻船を惣島為拵使場練堀イノ新堀練堀二百
程前新島所并也ヶ所島所と換り甲必丹部を源所
拵使場乙多部尺所人部を乙多部不水門花畑亭所人
家部知名人仕修場島等所と換るお増り

一 當年浪淺テカトン六十貫口百四十目五分拵液

一 六月和料紅毛人ニホルト以理儀の節有る不持の由
法有るに多しを悉く封付せしむ余亦個役甚おる會封
解所吟味の上赤制禁の由し取上且 江戸府命令
より右始末以吟味中ニ有當年内國名あり

文政十二年 或艘七月廿日入津

一 當年入津の船より役人紅毛人洋中為女抱妻女主人
同船より連後上陸お願ししといふも免許なく海帆の長
連海の名蔵あり記す

役人紅毛人
カルレスニエハルトデヒ子ウへ 歳廿九

一 当年浪浅テカトニ六十貫三百三十七文二分持渡

天保元年 寅年

或波六月十日回廿日入津

一 当年浪浅テカトニ六十貫三百三十七文二分持渡

右拂代浪の内より為報為浪三十三貫目案取替後

甲必丹お願いの取付為報為浪三十三貫目案取替後

作お出さるる掛りし取を以て不拍先物別儀を以て

当夏七持渡替本右介言の拂代為引当浪十三貫五百

二十月付浪取替後取替

一 当年浪浅テカトニ六十貫三百三十七文二分持渡

一 同浪浅テカトニ六十貫三百三十七文二分持渡

一 去年浪年以來五十貫介り積後浪高当年迄々年限

お酒取替又去丑年増酒お願承へ通名の徳入るを

歌願より一江戸、山家親の上某卯年より己年まで

二十年の旨定酒六十貫介りの五十貫介り相増都合

七十貫介り買渡免許あり依て裁奪の買物も

右に准し高賣言七百貫目の外百貫目言増都合

八百貫目と移を以て品合お撰積後若右浪より

不意買物裁奪の年ハ増酒の分買後間受者当年

九月甲必丹命合者

天保二年卯年 武被六月廿九日因悔日入津

一 当年浪浅テカトシ十貫三百八拾五匁五分持渡

同日壬辰年 壬辰七月廿日入津

一 当年系府体年三月例に色地下役より款上地へ所添
出府より

一 当年浪浅テカトシ二十八貫九百十八匁八分持渡

一回ハロフテカトシ一貫二百九十二匁五分持渡

一 去夏増洞為額横文字額書出 江戸府立と相如
右増洞費後年限中額終り立石為度奉命令
有し不再びお願を添添奉命許すは当年九月

甲必丹の命令

同日癸巳年

壬辰七月廿日入津

一 当年浪浅テカトシ二十九貫五百五十四匁五分持渡

一回ハロフテカトシ百八拾五匁五分持渡

同日甲午年

壬辰七月廿日入津

一 当年入津の如き中田能トイクルスコロウク徳道具
も持渡三月当年出の月を積移水中の取扱方
極し
江戸府以下知の上米秋渡米の最極一方は渡右
右取扱方傳授し

當年海國に命ずる年を再復の名當年九月新古
甲必丹に命令あり

一 右市用紙トイクルスコツク用方為傳換紙後朱の
紅毛人ハコバルレエハルアレン子ヒケ友人ハ知次貞末秋
入傳しし一紙を一式入方字を所用方より紙を
て波傳換紙ハ早更市用の紙大切しし紙友し紙を
以て同年十月貴員の命あり

一 當年浪淺テカトニ百七十四文三分持渡り
一 同人既渡ニ費三百四文五分持渡り
一 同浪淺ハロフテカトニ三十七費三百八十八文五分持渡り

天保六乙未年 至禮六月廿八日入傳

一 當年九月筆者紅毛人テフナルを文政六年初て海朱
滞留中國法を寫高貴方ニ是すし出精しし今年海朱
の上へトル中合市用紙相思高貴若相組等入意當年を
再復名貴員の命あり同付へトル紅毛人テコレ子ウ同八
百一年初て海朱在留中ハ相高貴事別出精ししし紙を
以て同高貴員あり

一 當年人既渡ニ百四費六百八十八分持渡り
天保七丙申年 至禮六月十二日入傳

一 去ル辰年以來迄増廻在願當年より一年限

お備所款願の依り江府の正規の上程又幕府年
より去年迄三年の所定洞の印十萬斤相増都合
七十萬斤の買込免許あり依り裁束の貨物も亦
准し高賣高七百貫目のお百貫目お増都合八百貫目
と積を以て今承注文の取字括ふにお撰若右限高
不意買お裁束の年八増洞の分買込万変且右分
是申して準し規定をお考へて高賣高年七月甲必丹
命令あり

積込高物取増去り去年より十一年の所願より
免許の所高年より十一年限お満月又去年

より高年より十一年の所取増お願を際限より
免すれかつていへとも願意を承取お年より去年
より高年の所取増の依り高年十二月に許し

一 高年浪浅テカト三十貫九百五十分持渡し
天保八丁酉年 天保七月廿八日入津

一 高年浪浅テカト三十貫九百五十分持渡し
同九廿戌年 天保六月廿八日入津

一 高年入津の船振高の内お持渡高禁止の其州押し
裁束不坊より六月右取積増を命の取再高の願
より同八月に積増の積書急度て高取高の取是也

命あり

一 高年人既没二十日費九百二十五文持返す

一 紅毛者賣方と後年規則不宣先帝の命念遠由の

属ともあり尚禁止の不自任裁未加し甲必丹亦意

暮り在留中不致の事とも有るよしありし由帆の節後

再渡り賣方高年九月十九日古甲必丹の命あり

一 且新甲必丹の右に証言受嘴吧既没を執達し

在留中列す相結と命令の親定におおし名同日に

命

一 出羽同新若高年と紅毛人入洋若高年既没解取

未の所高年より建切あり

天保十己亥年

是艘六月廿四日入洋

一 高年紅毛人系身体年々増先親没し執上物

附派也存ス

一 高年人既没三十三日費四百七十二文五分持返す

一 同根後ギルデレあり五分持返す

長崎志續編卷八目錄

唐船進港并雜事之部

明和五戊子年より同八年卯年迄四年
 安永元壬辰年より同九年辰子年迄九年
 天明元辛丑年より同八年戊申年迄八年
 寛政元己酉年より同十二年庚申年迄十二年
 享和元辛酉年より同三年癸亥年迄三年
 文化元甲子年より同十四年丁丑年迄十四年
 文政元戊寅年より同十二年己丑年迄十二年
 天保元庚寅年より

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 天明, 安永, 寛政, 享和, 文化, 文政, 天保)

大和元年...
 文和元年...
 天保元年...
 天保二年...
 天保三年...
 天保四年...
 天保五年...
 天保六年...
 天保七年...
 天保八年...
 天保九年...
 天保十年...
 天保十一年...
 天保十二年...
 天保十三年...
 天保十四年...
 天保十五年...
 天保十六年...
 天保十七年...
 天保十八年...
 天保十九年...
 天保二十年...
 天保二十一年...
 天保二十二年...
 天保二十三年...
 天保二十四年...
 天保二十五年...
 天保二十六年...
 天保二十七年...
 天保二十八年...
 天保二十九年...
 天保三十年...
 天保三十一年...
 天保三十二年...
 天保三十三年...
 天保三十四年...
 天保三十五年...
 天保三十六年...
 天保三十七年...
 天保三十八年...
 天保三十九年...
 天保四十年...
 天保四十一年...
 天保四十二年...
 天保四十三年...
 天保四十四年...
 天保四十五年...
 天保四十六年...
 天保四十七年...
 天保四十八年...
 天保四十九年...
 天保五十年...
 天保五十一年...
 天保五十二年...
 天保五十三年...
 天保五十四年...
 天保五十五年...
 天保五十六年...
 天保五十七年...
 天保五十八年...
 天保五十九年...
 天保六十年...
 天保六十一年...
 天保六十二年...
 天保六十三年...
 天保六十四年...
 天保六十五年...
 天保六十六年...
 天保六十七年...
 天保六十八年...
 天保六十九年...
 天保七十年...
 天保七十一年...
 天保七十二年...
 天保七十三年...
 天保七十四年...
 天保七十五年...
 天保七十六年...
 天保七十七年...
 天保七十八年...
 天保七十九年...
 天保八十年...
 天保八十一年...
 天保八十二年...
 天保八十三年...
 天保八十四年...
 天保八十五年...
 天保八十六年...
 天保八十七年...
 天保八十八年...
 天保八十九年...
 天保九十年...
 天保九十一年...
 天保九十二年...
 天保九十三年...
 天保九十四年...
 天保九十五年...
 天保九十六年...
 天保九十七年...
 天保九十八年...
 天保九十九年...
 天保一百年...

長崎志續編卷八

唐船進港并雜事之類

明和五戊子年

九艘入津

一 唐國或ハ印國ハ日本人漂流一入津の唐船より
 送來の時官取より習文印來を以て以後運輸ハ
 不足を以て諸船主ハ命
 一 野田村高濱村ハ長崎港に程なき場所より唐船
 通る節ありを以て沙船より風待等の名ハ漂流
 不本振島村川原村高木村等ハ長崎に隔る者

地方之唐船即後ハ漂着するに及ばず確定す

一 十月廿二日辰ノ中刻唐船火打首風烈しく焼

唐切り已ノ中刻以迄ノ刻焼失在之船

臺棟三部包 梁石三石
杉材廿七石

臺棟二部包 梁石三石
杉材十八石

觀音堂側ノ箱木三束

小部包十五 内 口部包燒失
土部包五石

一 臺若劉青上船より二十五號唐浪百貫目持渡り

一 五番莫維翰船より花邊浪百貫目分持渡り

一 七番張蘊文船より六號唐浪百貫目持渡り

明和六年己丑年

拾三艘入洋

一 紀伊熊野日直浦藩士の唐船去十月紀伊殿家臣

小の系系作右馬場内九八布等大小船數二十三艘

南地へ向ひ護送す亦該年四月鄂留南港に引渡り

依り唐人の役所より多石を運味し船を長利

を始皆泉州の者より前より日本へ渡り来りし

事より其に及ばず出通品との荷物を積込

一人系組去三月廿二日唐東海南より船を出し

唐國の月天津港へ歸り南洋中におり七月六日

より舟續き西水の大風を急ぎ越え、過る大橋を伐
岸拍を投し、深し回月十七日紀州地方に流氷を、
水新船米矢野葉類ハ向端ニ取付与り、
以役人附係引送られ今日高港ニ着船せし方中ニ有
同日本船為揚子作舟、唐人等ハ、雖内ニ有る處高費
を是大橋を造作し、修陸を如、船又洋中糧米にて
米二十俵送与せし、八月十日出船帰唐氏

一 是船より尚年分唐浪百貫目持返し

明和七年 寅年 拾三艘入洋

一 是船或者船より丑年分唐浪百貫目持返し

一 二番八番船より花邊積百貫目二十四貫五分持返し

一 七番十三番船より尚年分唐浪百貫目持返し

明和八年 卯年 拾三艘入洋

一 四番十番十三番船より花邊積百二十七貫三百五十九貫

九分持返し

一 八番船より安南令六貫九百九十九貫七分持返し

一 九番船より尚年分の唐浪百貫目持返し

安永元 辰年 拾三艘入洋

一 去卯九番程洞南船より持返書籍の内天学初函
元来本林本書より復三月不宣教化の不墨消し作舟

尚五月由帆の長右を籍後所より作存

一 壬寅或申船より去卯年分唐浪或百貫目持後

一 七申或十二申船より尚年分の内唐浪二百貫目持後

一 六申或九申船より花邊浪七十二貫九百五十九貫七分

持後

一 唐初之五世古昔維輸去丑年以來和合代り

一 西藏合名賣物持後り合名賣物二十之双中留り

一 掛目或貫七百六十日余の代浪或百貫目分惣昆布

一 之割八分下りり賣物交領り通免新且又年限

一 候ハ先ツ申上り年より十の年をて限合り作存

依り尚冬入津十三貫或維輸船より西藏合名二貫
七百七十九貫持後

安永二癸巳年 指三艘入津

一 一申船より去辰年分唐浪百貫目持後

一 九申或十三申船より花邊浪百十九貫六百三十八貫九分

持後

一 十二申船より尚年分の内唐浪六十貫目持後

一 十三申船より西藏合名賣物二百四十九貫五分持後

安永三甲午年 指四艘入津

一 四申遊樸菴船五申揚耀祥船より海流薩州の

この十七人送來の破船

- 一 一廿四番船より高年分唐浪二百貫目持返
- 一 九番船より高年分唐浪百貫目持返
- 一 八番十一番船より花邊淺百二十八貫八百九十九分
- 一 西藏金壹貫五百二十一文五分持返

安永四乙未年

十三艘入津

- 一 一廿五番船より去年年分唐浪二百貫目持返
- 一 六番七番船より馬城令八百七十一文四分持返
- 一 九番十一番船より高年分の内唐浪二百貫目持返
- 一 十二番船より花邊淺百貫七百九十七文七分持返

安永五丙申年

十三艘入津

- 一 一廿番並定候船三番 許玉堂 船口番揚曜文船五番汪竹里 船右口艘より漂流五舟のもの二十一人送來の破船
- 一 三番船より去年年分唐浪百貫目持返
- 一 五番六番八番船より高年分の内唐浪二百貫目持返
- 一 十二番船より花邊淺百五貫二百四十八文八分持返

安永六丁酉年

十三艘入津

- 一 四月廿四日尚港出帆の甲二番張蘊文船沖滞船中七月廿五日難風に遭ひ休々浪小々倉前船高より破舟ありし月取揚洞を不許相并急組人数等酉二番

船引渡九月十三日申辰船帰帆

一 四月廿五日高尾出帆の申辰船 願舒長 船依賀 依伊

王島平船あり破船ありひ若物悉く沈没あり

宗組人数年取揚洞等一舟而申辰船引渡九月

十九日申辰船帰帆

一 八月廿二日申辰船之願舒長申辰安南合志

費外一十一年二十五貫目以持渡り申辰合志申辰十月

九双二歩七の替を以て十貫目分の洞より持渡り

十貫目分の持渡り之割八分下より費上成り願

通免件あり

一 三貫目より申辰年分唐浪百貫目持渡り

一 五貫目より花道渡九十七貫九百十二文一分持渡り

一 九貫目より西船合志百五十二文一分持渡り

一 十貫目より高年分の唐浪二百貫目持渡り

安永七戊戌年 十三艘入洋

一 四貫目より崔輝山戌八貫目より王世吉願立近年花道

浪浅押渡り自申辰人取渡り持渡り及唐浪位

儀ハ花道渡り掛目十五貫目より百五十目

以の趣下を以て費上の儀免件あり

一 五貫目より去爾年分唐浪百貫目高年分の内

四百貫目持渡し

一 八月十日西船より先達渡り十二貫八百二十六

九分持渡し

一 十月十三日西船より人取渡り土貫百七十七貫五分持渡し

一 十二月西船より安南掉浪百九十九貫六分同令

二貫九百九十七貫九分持渡し

安永八己亥年 十三艘入洋

一 二月西船七番船より先達渡り二十七貫四百八十

二貫八分并人取渡り百九十二貫一分持渡し

一 西船六番船より安南掉浪百九十九貫百八十四

四分持渡し

一 九月西船より去戌年分唐限二百貫目持渡し

一 十二月西船より西船金貫百九十七分持渡し

安永九庚子年 十三艘入洋

一 去亥十月十日午浦出の唐船沈船洋中におり

送風日西船中半程渡り尚子口月晦日大島倉庫取

取分房が朝夷浦に全船を引戻し 江戸代友福垣

取分房が西船を吟味し本船八具あり解離し

残り新船并系組人数七十八人日有船二艘、系留

七月十日西船出帆八月十二日西船送來の儀

中島外船と云々これ荷物十割増を以て高費をを程又
 船造り雜費も一々元代十五貫目五割増を以て高費
 差免する右系組人数迄て出帆の船より使えぬ唐人
 一 十月二日四隻魏公燧船同日五隻顧舒長船より臨流
 日本入十二人送來る（五ヶ港）
 一 四隻七隻船より西島金三貫二百八十二貫持返り
 一 五隻船より去々年分の内唐浪二百貫目并安南
 一 梓浪百十九貫四百八十八貫二分四厘三貫目持返り
 一 七隻船より花道浪三貫二百六十目五分八厘五十二貫
 八百二十目七分持返り

天明元年 十一月 十三艘入洋

一 四月廿八日薩摩より臨流唐人二十七人送來る但
 此奉船福建省福州の船より山東の内海陽縣に
 経ず高費をを波地におろし大倉縁を寄る積去
 子十月十七日帰帆の西洋中におろし大風を急流れ
 海の内回廿六日薩摩船七隻の内平船といふ船より
 破船り及水取既陳宜春を始一船のものを救ひ揚りれ
 而丑三月十七日回國山川を差送り色日本船に寄り
 今日高麗に送來る右唐人の内十四人ハ子五隻船
 十三人ハ子六隻船より使えぬ唐人

一 六月三日浙江省杭州府船主李恒昌船一艘漂着、但
 此本船東海城縣、因牛莊江口、後海高費を以て
 彼地におわす、大至蘭細字を費、初也、而六月廿三日、以帆
 の不洋中、おわす、風帆あり、一月餘、漂ひあり、不
 高船を足、船、右船の、高船、港、以、日本、の地、も、不存、今日
 高港、口、津、以、之、の、一、許、之、依、之、在、中、報、其、新、水
 魚、野、菜、等、を、多、与、於、又、船、中、為、積、米、米、二十、俵、を、以、給、
 七月廿五日、歸、帆、す

一 二番船より、安南、揮、浪、六、十、費、目、同、令、之、費、目、持、渡、す
 一 五番十番船より、人、匠、淺、百、五、費、目、持、渡、す、八、百、五、十、五、又、四、分

持渡す

一 五番船より、西藏、金、五、費、目、二十七、五、三、分、持、渡、す
 一 六番船より、去、る、亥、年、分、唐、浪、百、費、目、を、亥、年、分、の、内
 同、百、費、目、持、渡、す

天明二壬寅年 十二艘入津

一 一、二、番、船、より、西、海、金、五、費、目、百、七、十、目、人、匠、淺、七、十、一、費、目、八、百、
 三、十、一、五、七、分、持、渡、す

天明三癸卯年 十二艘入津

一 九月十日、薩、摩、より、徳、島、島、人、五、福、等、揚、江、等、
 友人、送、来、る、但、此、本、船、福、建、省、厦、門、の、船、主、十、五、人

高祖尚五月二日厚門より福抄に経し不日五日送風
多し霞船ありし十三人の溺死し右五人水筒
あり船の漂ひ居し六月十日後船より一人を足
を船に助け宗也大隅國を久島の内粟生村より水
連れ越し七月廿八日同國山川村より宗永今日高港に
送舟の依り宮六島因九島船に便乞ふを帰唐

一七歳船より去る子年分唐浪二百貫目持返り

一八歳十三歳船より去る七年分唐浪三百貫目持返り

天四甲辰年 十三艘入洋

一七月廿四日己卯唐人船家松所大工少をより出火

東風強く観音寺と神祠其不徳船を不殘二の門際
より焼失む言帝堂ハお致の依り去る唐人八百九十
二人唐四ヶ寺ハ人数を分はるを仮船を由來の上銘也
帰任也

一唐船若没若海等の節日雇人足を取扱方不直是を
茶種砂糖の形骸しこれ控り人足拾ひ取ら
分安永三年より仲買を立れけ者も買取賣
捌き去る取再し一方不直あるれ高次買にお増
唐國若を船客の報唐人より中三ヶ月右を代り
し以来一船より砂糖七子ありし若出り也

新地表町の四二の門を建てる所あり柵を接ぐ御仕役
の古田庵人足へ着板を志せしもの有歸り御子庵を
ありおもしろれ控り無く依り仲買丸二十七人外
高費丸とて銀を費五百目とて下りし米仲買
相止る

一 二歳七歳船より去る當年分唐銀三百貫目去年
分の内同百貫目持返り

一 十二歳船より人取後十七貫九百二十八文四分持返り

天明五己酉年 十三艘入津

一 二歳七歳船より八程令十三貫三十五文四分持返り

一 二歳五歳七歳八歳船より足布令十九貫三百二十五文四分
持返り

一 十歳船より九程令七貫六百二十五文四分持返り

天明六丙午年 十三艘入津

一 二月六日未刻唐館山船を新出火燬失

一 六月十七日薩州海客唐人之十一人送馬の翌十八日館内

に入進出帆の船より使乞帰唐を伴ふ

一 七月廿八日是近年より陸子唐銀を伴持返り依り

在唐王履階は二十五年の所を唐銀を伴憑文二十枚

年七歳船王茂林は館内解司よりお返り

一 唐館外園竹垣大破と存造り整育し是迄の場所を
 唐の竹垣を場取より切りし外畑地の方の唐り出又
 以坪敷を十九坪二合あり畑外雑地の場取も間敷
 三十一畝あり唐のく構内に入
 一 二畝船より人既渡五十二貫十二匁八分持返し
 一 二畝四畝五畝六畝七畝八畝九畝十畝十一畝十二畝船より八程合
 十二貫四匁三十二匁七分持返し
 一 二畝五畝六畝七畝八畝九畝十畝十一畝十二畝船より
 是希合十三貫
 六百七匁五分持返し
 一 十三畝船より西蔵合十三貫九百九匁五分持返し

天明七丁未年

十二艘入津

一 船より安南合十五貫九百七十六匁五分八程合二十
 一貫八百八十八匁二分持返し
 一 四畝八畝十畝十二畝十三畝船より
 是希合十三貫九百
 八十三匁持返し
 一 十畝船より元禄浪四十五匁六分持返し
 天明八戊申年
 十二艘入津 九に九畝船備り五に五艘
 一 正月廿一日薩摩より徳島唐人六十人送る但し船
 年六畝張雨陰船より云末九月廿六日尚港出帆
 して北洋中より送風、冬は同十月十九日大陽國

種子島より内島尾本港に漂着すより後唐國山川
を引送す又く西水の逆風より種子島の内港浦に吹
着く此の回亦その時風波強き本船にありて破船におよ
洞舟自り海失つたる舟水練を以て洞舟を揚本船に候
けりしに候接しに宗經人數陸地より赤尾本港に候
若紙を揚本船より本日本船に候積宗十二月朔日
出船今日尚港に送る候に依り右の人數陸地に候
是尚二月廿七日未八時船を借交仰唐々

一 唐津領名獲を浦邊若末十二時新義果船三月二日
尚港に引送し候に然るに本船に候積宗若末十二時
破船年六番船に持置順送名前の牌を借交者費を
是け尚夏入津十二番費暗潮船より別段部利懸
各船の牌持候り候に本船に候積宗若末十二時
十二番出帆の若末本船に候積宗若末十二時
一 王氏十二家交易代り候の内年一候り儀物浪言相違
は有るに十二家の若末本船に候積宗若末十二時
五有るに十二家の若末本船に候積宗若末十二時
船中の内大船を艘借交高付候り儀物浪言は右
八十一貫目余の内一船積言凡百貫目の積言を以て
積言の若末本船に候積宗若末十二時

破船年六番船に持置順送名前の牌を借交者費を
是け尚夏入津十二番費暗潮船より別段部利懸
各船の牌持候り候に本船に候積宗若末十二時
十二番出帆の若末本船に候積宗若末十二時
一 王氏十二家交易代り候の内年一候り儀物浪言相違
は有るに十二家の若末本船に候積宗若末十二時
五有るに十二家の若末本船に候積宗若末十二時
船中の内大船を艘借交高付候り儀物浪言は右
八十一貫目余の内一船積言凡百貫目の積言を以て
積言の若末本船に候積宗若末十二時

昨中島にお遊り遊名十二家法ふ至願の誦免許方て而年
未九半の船借更積仰。を信牌代りてて憑文一通云
後編

- 一 一廿二廿六廿七船より西藏令一貫四百九十七文持返り
- 一 一廿二廿三廿四廿五廿六廿七船より安南令一貫四百廿七
文九分持返り
- 一 船より八程令三十一貫五百三十九文七分持返り
- 一 二廿三廿四廿五廿六廿七船より足布令十三貫五百八十
文九分持返り
- 一 七廿八船より人取法二十八貫七百二十日九分持返り

寛政元己酉年 十二艘入津

- 一 二月廿七日薩摩より漂流商人廿七人送來。け本船
福建者障妙有龍溪縣船主陳榮成船より去年夏
天津大沽港に越え來東賞個。同十月十一日借地出帆
りて本船同廿五日山東沖より逆風強。廿七日の初めに
西風の風烈。橋を折楫を破。此日十月十九日
本船換り水と入る本船。系於。是。此。橋。高。系。核。り
風。但。と。深。ひ。舟。より。同廿一日大陽國を久島の月
尾野間村より本船。係。若。日。廿。二。日。同。國。安。房。村。連。り
船。これ。け。本。船。遊。名。り。同。廿。五。日。本。船。取。艘。り

京出ー日十六日薩摩國山川港上 高船二月十六日山川上
出高今日高港上 送布ーの儀ー翌廿八日館内へ入在
申一廿日之儀船出帆の旨便乞取唐に作身於又船中
糧米ーー米二十五俵を下ー

一 五月廿日薩摩上 薩摩唐人二十一人送來、但此本船
福建省福州府閩縣船主林佃泰より、去年夏遼東の
内海に上 船より高費を以て彼地より大豆を佃十月
廿二日日本出帆の旨、十一月十七日山東州より傳、西小
の風起り、櫓を折、楫を取、色ー、右高物を捨、船
にて救、日傳、十二月三日風烈ー、本船歩碎、一左

端高京後り、及下任、海小因後、追、吹、月、水、皆、
磯、上り、一、い、不、薩、摩、國、七、高、其、内、海、方、漸、高、一、い、
亦、高、い、不、薩、摩、國、上、南、春、日、本、船、二、艘、一、京、組、日、本、出、帆、
二月廿八日、回國山川港上、高、日、月、十八日、山川出帆、今日高港、
送布ーの儀、翌廿一日、館内へ入、在、申、二、高、因、之、高、
船出帆の旨、便乞取唐に作身、又、船中、糧米、一、
米、三十、俵、下、一、

一 船より八程、金二十貫、七百六十九、又、日、分、呈、高、金、十九、貫、
八百七十三、又、九、分、五、毛、五、弗、持、後、一、
一 五、高、船、より、人、既、淺、九、十九、貫、七百五十九、又、日、分、持、後、一、

一 十一番船より九程令取費二百十二文五分持渡し

寛政二庚戌年 九艘入津

一 二家程赤城船二番陳崎小船より海流松前の者十一人
送來り研丸港

一 唐船入津し候節之季船割を定めて系海拵中候し
船一不意角近來定船數其年中不取拵為取費經合
より〜〜〜より取來其年入津不渡分ハ拵指して
お取旨九月六日迄命し

一 番二番三番九番船より八程令十二費二百八十二文
八分持渡し

一 番船より九程令九百九十七文持渡し

一 番三番四番五番九番船より十四費八百七十九文八分

持渡し

寛政三年 亥年 十艘入津

一 徳山出洞不進候〜唐船定數是迄一ヶ年十三艘の
取來り三艘相減し一年十艘より濱氏十二家中令
取來り渡旨四月十八日迄命し

一 尚春入津唐船二艘云々仕出しの取來り船を
去戌年の取來り取船より戌八番九番船に
高費をとり候事候し

一 甲寅の年九箇十箇船より 是亦令十一貫九百五十五文
持渡す

一 甲寅の年九箇十箇船より 八程令一貫四百九十五文五分持渡す
寛政四壬子年 括艘入津

一 乙未の年九箇十箇船より 是亦令二十二貫四百
十五二分持渡す

一 丙申の年九箇十箇船より 八程令三貫三十九文五分持渡す
寛政五癸丑年 十艘入津 是亦令五十二艘

一 浅氏十二家双方より 出船一艘より 仕立一船定言二百
七十貫目、三割五分増を以て 日産賃の如く定例不

差出代りおし 浅氏唐浪代り 河渡し 浅氏の月五箇
八分より 買渡し 其船の通例 賃物法を以て 刻令
後取等又高賃不代り 二十貫目分の賃物持渡す
五割増を以て代り 賃物法を以て 買渡す 是誠帰航
し 賃額を以て 出船船限り 双方を以て 仕立し 賃
額を以て 通算許あり 浅氏船主 沈致勝 王開泰
十二家 船主 程業 春 費 暗 湖 上 臨時 一次 厦門 信 牌
一張より 各船を以て 是亦令
一 乙未の年九箇十箇船より 是亦令五貫四百七十
五文五分持渡す

一 七番船より八程合三貫九百九十二文持返す

寛政六甲寅年 十艘入洋 船三隻運船一艘

一 丑六番船より和板七程五子考文補造一船貫返す

一 左留船より費晴湖又其貫正史四和二年之薩州におり

破船正史其水を六人溺死し一回国河公根村近邊

山と葬し者も由晴湖軍あり帰唐の島右死骨持

押し夜も船もあつて 江戸河の上免許者も死者

後取しし唐通子美人 四艘入洋を人薩州へ

是月六月廿二日当地に持越翌年二月廿八日寛七番

昔も晴湖船出帆の甚持押。即水を六人の死者も宗後

改葬

一 船より一足赤合十貫二百二十七文五分持返す

一 六番船より九程合三貫七百六十七文七分持返す

寛政七乙卯年 十艘入洋 船三隻運船二艘

一 六月十四日日本揚樹堂船入洋は船より宗致亭名義

流矢不問し牌持返すは牌は去寅年二月既し補給

舟ありありし。何れも常来りや味をそとせし

船をそとせし右旧牌不存ありしより

外に補給牌も七常来り宗船の日混雜甚しし四の

流矢牌の七常来りし牌は依り積所より

作舟不為冬船より右補給牌列候持返り了古納
 舟高貴を 作舟友名 船主集 在館諸事 承旨 船中
 相類少きを以て類に過差許あり其後十月十八日入津
 七重 揚屋 劉雲島 船より補給牌持返り了古納
 館内を舟に候是迄正流を以て多きを南十月より古舟の
 通り浪札を以て 作舟友名 年近ハ浪札正流而更其後
 半年よりハ不致浪札より了古納候 承旨
 一 九重隆安舟 船十重 馮聲年遠 承旨 船主 仙卷の
 との九人送來の 承旨 船主

一 今年乾隆帝御在位六十二年十月二日新帝即位

一 諱永瑢今年三十六歲未辰年四月嘉慶と改元す由
 入津に諸船風説あり

一 一重船より八程令一費六十九文七分持返り

一 船より一足毎令五費七百二十六文二分持返り

寛政八丙辰年 五艘入津

一 当年清和嘉慶元年

一 年未死者の為館内におおき 借使を結し終日備候
 一 且新舟二艘を造り 諸貨物船 船主等 積載を二月
 九日港沖白田尾より了古納候

一 日本海海唇高き是迄淺氏十二家と相互し不

後氏方ハ去年限りより高冬より新島王氏に代り
 叶末王氏十二家より高船仕出し候入津の船より許し
 一 中島二家五船より足赤金之費七百七十九文二分持返し

寛政九丁三年 十艘入津

一 二家沈致勝船より徳流松前のもろ三人送來り破九港
 一 船より足赤金十四貫七百七十九文二分持返し
 一 八中船より九程金四百八十七文二分持返し

寛政十戊午年 九艘入津

一 四中 程赤城 船八中 沈致勝 船より 徳流松前羽分り者
 四人送來り 破九港

一 船より足赤金八貫十八文五分持返し

寛政十己未年 二艘入津 船二艘

一 正月三日入津 楊島侯 船薩州におかし難船及び若船三隻
 需換し本島にかりかきより船を歎許しより難船
 本島に名けし先年房州破船の例に準し高費を
 二名高に命じ

一 王氏十二家双方より一艘中島中島船一艘より高費限
 一 高一船四百十貫目より積を以て高費仕出し候未中
 王氏船を沈致勝十二家船を程赤城劉雲島等船
 より免許あり候し除時厚門を次牌一張より

新造りけ四五氏船ハ六月廿八日入津りし十二家船ハ
尚年中入津云々

一 唐船入津ハ候十艘ノ定數其年中入津云々分ノ葉指
下如左 江戸以中知有云々云々云々九月廿七日
在館法船云々云々命云々

一 王氏當印沈致勝船持後リ其船籍の内帝系景物略
一部一套書仲天主堂并利瑞寶墳墓云々等 記載
有云々其書是信云々改帆の書後居り云々 傳云々

一 雖船書外一書二書之書王氏當印船云々是書令七貫七百
七十八文五分持後云々

一 二書船云々九程令三百云々分持後云々

寛政十二庚申年 九艘入津

一 王氏船全沈致勝十二家船全劉雲為南長船仕出云々
積着物等其端所仰云々云々云々為西曆元浪云々貫目云々
館門浪札云々云々下云々

一 船云々云々是船令十貫七百云々目九分持後云々

一 九書船云々和令九百云々分持後云々

享和元年 西年 十五艘入津 船云々云々云々

一 去申十月九日乍浦出の唐船劉然乙汪晴川船於洋中
逆風多云々吹流れ船白濁云々同十二月四日在舟山名都

港村地先沖合に漂流し一碇を卸し其不花房仙居市
知所ありし同人等乗取らば人数ありし其後舟中在り
小代官小畑田三郎右衛門より子連白代左兵衛右衛門
右田備中より西尾徳波右衛門より同人方よりも役人内出
系組人数八十人のものも同九日十日強し浪上陸行人数
の目右田氏版分大崎村大安寺西尾氏版分左前助村新
福寺二ヶ寺に半分より旅宿させ警固有し本船若物討不
いし一室船附乗れし本同土日曉南風雨強降し遠く吹
暮り大風おこし港村沖合に繋け置れ唐船破総振
切り右村港に吹上り破船おこし恙なく舟碇り

勿論積荷物等散乱し之を繋ぎ置れ江戸よりハ西端と
して小笠原後村田林右衛門渡迄大い物差越され吟味
有し一鄭朗伯名下之信牌持渡り通名の唐船も遠
きよりしし船主を領し通本船を前より解き離し港
若物も軽き若造りしし日本船三艘積分五月
十九日高地向ひ護送の由同五月十日高港に引送り
唐船も依りて在り破船乗取らば名付し先年唐船破舟の
例に准し高費をとりむ右唐人も遠く舟の船より
便宜帰唐

一 去年生氏十二家双方より一艘り書物船免きしし不

王氏方ハ其年中ニ入洋者十二家方ハ尚百年入洋ノ旨
本年書印ニあり

一 圖一書ニ書船ノ旨 佚存書者最前編并後編合八部自存
一 一ノ船至其一覽ノ上唐國ニ積歸

一 船ノ旨 是亦金二十六貫六匁一分持返

一 二書船ノ旨 金銀十匁一分持返

一 船ノ旨 八程金百九十四匁一分持返

一 王氏書印船ノ旨 和令百五十一支持返

享和二年 十一月 十一艘入洋

一 近年類強漢儀十二家若之如 若お仕入等あり引傳

取斗ノ旨 是月同人名下信牌新ニ之 終方去冬後東
ノ船主も一因頼ノ旨 拾列の法を以て厦門一紙
多給不尚七月入洋ノ旨 金銀法文の旨 急ニ交易方
實儀を以て持返ニ月新ニ定武信牌 九月廿二日ニ終
一 船ノ旨 是亦金二十六貫八匁一分持返
一 六書船ノ旨 和令二十六貫六匁一分持返
一 一書一書ニ書五書船ノ旨 人取法十九貫五百八匁一分持
返

享和三年 亥亥年

八艘入洋 和書印船二艘

一 去々四年五書船流安南人洋人八書船ノ旨 連阿 及九港

一 尚年十二月子二隻船より唐醫胡兆新と申すの連海の
 市中のこのも唐語をいひて毎月二七日聖福寺崇福堂
 寺のりて自ら唐語を授けしものありて願の上口寺に可
 在りて命せしむるにせしむるに九月九日船より海へ
 王氏十二家双方より申す船一艘より例年紅毛舟積込
 西洋貨物積込尚長を仕出さるる後方王氏船至
 沈教勝十二家船を劉雲易等願よりて免許あり
 依り船付厦門一次牌を張りて船より尚年二艘より
 入津せり

一 船より人既渡り十九日二百九十日七分持渡り
 一 六隻船より元絲浪百九十九日二分持渡り
 一 八隻船より八程金甲七又八分持渡り

文化元年 十一艘入津

一 船より足赤金三十七日七分持渡り
 一 船より人既渡り十八日五分持渡り
 一 船より舟編紋浪の費百四十三日七分持渡り
 一 丑一船船より足赤金百四十三日五分持渡り
 一 同一船船より大紋紋浪七日七分持渡り

文化二年 十二艘入津 舟五隻船一艘

- 一 船より一足赤金三十貫七百八十二文一分持返り
- 一 五重なる島船より一全銭一貫六百八十五文持返り
- 一 七重八重船より一少銭紋銀三貫九百六十二文持返り
- 一 船より一人既減百三貫八百八十二文五分持返り
- 一 十番船より一少洋銀三貫七百二十文五分持返り
- 一 子十中舟并湯綿船持返り本籍の内學執全集十部各
四套書中の制禁の事等記載あり一舟を雨墨消し
- 一 陶帆の長積病り多作あり
- 一 去子土月六日午浦出の唐船孫瑞章字宗鼎船洋中
風帆悪し一月廿九日五島右の浦口上小崎より雨

若折若風波強く激方ら急揚本船唐室大帆柱傾き
 本船漏れ破船の損より子連雨後のこの追々其船
 吟味ありし物培々名下の信牌持返り朝の唐船
 お遠をく人数九千人急組水船おぬを唐人をハ列条
 あり上陸強く自との荷物等荒増取揚の事其後
 亦續風波強く沈船本船右小島にやあし場亦不其
 右の浦邊に引入者多警固者一唐人をハ日不人家
 十一朝明後先後之旅者ありしれ右の叙日あり
 任進分追く少後亦通事等名布為取締を其載
 依く追く水練を以濡る物取揚流ハ乾立其種

類ハ乾之由也
 七十人南丑正月九日当地に後送の由翌十日島岬
 然れども本船浮葉急連引届延り申下りしとて又
 取揚を初め残り唐人の門十人日本船二艘に積系
 二月廿一日出帆日廿三日尚港を航す然り本船
 漸く四月十五日浮板を初め旦修復あり残り唐人
 並残り物をも一同積系日廿八日尚港に引送るる
 依り丑丑申を申立尚港入陣末方の船あり振白々
 昨夜の通り取戻りし一夜船を初めりしといふも
 先例ありしうしうし尚冬未夏船を補給物持渡

- 一 の上の書立てと組入る事候處の由迄補給物持渡
- 一 宣七申由に立替高船を早くと宣四日三日取帆
- 一 尚年宣八月王氏船を王茶谷陳國振唐方船お組
- 一 候連く存り申候方より尚港持渡積系の候と云
- 一 宣しつし西年しつし申候方より宣三つしし候
- 一 宣取而目つ館内取札しつしし
- 一 王氏船を夏雨村許湯編人の許持渡り方高船を
- 一 子年願うしつし未宣年より辰年迄三ヶ年の間
- 一 是ヶ年元代八十貫目つ外賣高物元代十六貫目つ
- 一 免許ありし高丑年持渡お掛ひ年朝お満り有

於又右の高法を以て持渡方願よりり銭りもの
と儀ハ去々子年免解の振合を以て去々元年よりり回
未年まで之々年のよりり持渡右高法約定通之々年分
人既淺き御免符所持渡方お探の上ハ之々年出帆
定數十艘の内五氏方一艘出帆御帆之々中分各各
強免免解者

文化之丙寅年

五艘入洋

- 一 船よりり皇赤金十貫四百九十八匁持渡り
- 一 八匁船よりり皇赤金十貫五匁六分持渡り
- 一 十匁船よりり紋銀三百二十八匁持渡り

一 船よりり人既淺之十二貫二百九十四匁持渡り

一 當年之氏十二家双方よりり皇赤金五匁御免符所持渡
方お増儀よりり未々年よりり五々年のよりり皇赤金五匁御
免符所持渡方高法を以て免解者

一 唐船持渡者之籍を年明よりり高付の者よりり之よりり
持渡。右を以て之御文元朝以上の者之籍所持渡者
當年八月船よりり之御免符

文化之丁卯年

七艘入洋

御免符所持渡者

- 一 船よりり皇赤金十六貫四百九十八匁持渡り
- 一 三匁船よりり紋銀九貫三百六匁持渡り

- 一 五番船より道白紋浪二貫六百二十七文五分持返り
- 一 九番船より抗抄紋浪一貫八百二十文五分持返り
- 一 同船より道白紋浪二百十二文四分持返り
- 一 船より人取浪中十貫五百廿四文四分持返り
- 一 下総海客船より中取道白紋浪一貫六百四十四文四分持返り
- 一 高年より一末を末年より五ヶ年のる惣代也代りの名目を以て王氏十二家双方より五ヶ年一先代百貫目分の荷物持返り方取法願に依りて免り
- 一 日本海海客船より是迄王氏十二家と相互の取

王氏為る王承慶長御個達の年限高年浪りより右取程天和とやらの高付程法然と改めし高をより新高程氏に代りし末程氏十二家より高船仕出の儀入津の船より解り

一 去ん末十月廿九日午浦出りの唐船王永安揚玉亭船洋中におわし風並急者数日海より西の風烈しし解り幸船路を留めんとせし隙に宗節を奪ひ宗組のものも一同船中の急遽を新り是疎るく風も狂を東方を指し漂ひしは同十二月廿九日大洋より日本船一艘危急を請ふ氣度あり

見掛が船りぬるをさしおれを寄船を即
船の揚々の不系組六人積荷おとすもあく遠所の
このうらうらう一同乗船し系組船風波強し流れ
流ひ五月十五日地方を舟しうらうを船を即し
長和や徳島流子港仲しうらうは後船は右島郡日
港内へ引入せし船堅固者う甲斐 江戸をうらうし
別右石編しうらうは後徳島揚川若女節辻氏右門
川村敷ハ多々誠味をさしうらうし 齋朗伯若下の
信牌お後通あつ唐船お遠をうらうし且右唐船船の
揚の遠所のものも是又此味の上日おあうらうし

引渡しおあぬ又系組唐人の月水を二人は今洋
中におあう病死一人は流子浦しうらうは後病死月日水
成徳寺へ葬る然るる船屋近く漏出せしうらうし
船し積荷物はさしお揚を船をさしうらうは後船を
おしうらうしうらう船を願通本船長あしうらうし解離し船
底破船入の草種其不不用のふしを焼捨入甲の船を
若取揚若物且唐人の一回日本船は艘し積系尚有
廿日回海の南地へ向ひ船送のふ日六月六日又うらう
平澤港しうらう水一人海中へ落ち溺死に依り日本
山土地福院へ葬残り八十六人護送して同七月九日

高港より引送り届くは依り書料を不加入勿論
荷物の免為費を早く唐人の出帆船より便乞
陶唐

文化五戊辰年

十一艘

和氏書分船一艘六律

- 一 船より足赤令十九貫四百十一文九分持渡り
- 一 船より大徳紋浪十貫四角十六文八分持渡り
- 一 船より道白紋浪九貫二百六十九文五分持渡り
- 一 船より紋浪四十九貫四百二十日七分持渡り
- 一 船より人取浪二十五貫七百六十九文七分持渡り
- 一 船十貫船より方徳紋浪五貫百四十一文八分持渡り

- 一 辰八番船より州縣紋浪五貫百四十一文八分持渡り
- 一 王氏書分船より杭州紋浪十一貫二百一十文五分持渡り
- 一 同船より足紋浪四貫五百二十九文五分持渡り
- 一 二月二日辰卯十番劉培系船出火の事早速船を
京浦取返す

尚年土月八番劉培系船より唐國の難民吳新陳
臨より少りの二人洋中におおきく助揚連泊りしるる
一同船内へ入る難民撫育者より在留中糧米
薪或は衣具衣類を与へし是れ其の中糧米等
至りし施すし水も御己年陶帆唐船より

西人其唐國へ連泊す。

一 五浦首領沖津邊等の唐船尚十二月五浦右指家来
大久保海島尚地へ向ひ後送の事同月廿一日尚港へ
引泊し候へば唐人より西渡の事古くは味味味
蘇州府船匠邱福成を始末より日本へ渡来せし
事より候へば宗組十四人木棉を積大豆買入し
買入より積積し候へば十月六日左倉ありし船を出入
洋中へおろし候へば逆風の事ハ船日漂ひ尚月朔日五島地
方へ吹付し候へば水新糧米多野葉等も積積候人
浦島引送し候へば今日尚港へ船ありし候へば

船匠長と作舟且在津中糧米新等宗組人数に候へ
候へば又洋中糧米し候へば宗十三儀に候へば三月
十二日也船由唐へ

一 薩州本港邊等の唐船尚十二月薩州家長田中
仲吉唐の如田係を南等大小の船數艘し候へば尚地へ向ひ
後送の事發圖船の宗候し同月廿五日尚港へ入津候
候へば翌日六日唐人より西渡の事古くは味味味の事江南
省南通州船匠陶松宗を始末より日本へ渡来の事
事より候へば宗組尚八月十二日上海より船を出入
候へば宗組尚八月廿九日口より船を出入候へば

一 薩州長崎沖の月夜の元港漂着の唐船南二月薩州
 家長三系為五郎成致孫三孫三山北向ハ後送の不
 同月廿七日高港引取ル。依リ翌廿八日唐人五係不
 兵古吹味をきく。この系孫分府取致後草芳を始
 前より口存く後り来りし。この草をきし十四人系組
 軍東に大至運送て後種より南十月三日上海より船を
 出ス。小洋中より何れも逆風を逢ハ船の洋中より漂り、内
 系組の内一人病死日晦日薩州地方吹舟一カ水新
 糧米魚蹄菓菓子信錫同十二月役人跡係引送しぬ
 此の尚港下ニ名めや。言や。有船係居。作舟具在洋中

系組人數ニ無一糧米菓菓子。此船又洋中
 難米より。米子之儀。多信子。翌三月十三日出船海
 一 七名 鄭梅庭 船 九名 沈九龍 船より 漂流 日本人
 二十三人 送來 破船

文化のこ三年 十艘の件

- 一 船より 是赤金七百七十五分持返
- 一 船より 杭糸 紋銀三十七貫五百十五分持返
- 一 船より 紋銀六十七貫二百二十四分持返
- 一 船より 人取 銀二百六十八分持返
- 一 船より 九程 金二百四十四分持返

二人を不仕波のものより百連を奪取同三月十日大
西揚子物多洋其不唐人等日本船二艘積高並
地より護送の南洋中風波不穏なり、汝等より一艘
尚已三月廿四日今至艘、四月晦日高港に引送居し
依り例を通踏給事作付且汝等命唐人の残館
内より入道右唐人立留中諸る辰九廿五船より引送
在安船より頼の信より防津溺死唐人の内、船を賊割の
死骸当地におおき葬り、夜台より辰を命の船を賊
割死骸不仕波割成別令振聲死骸の三月七日薩
より百連護身同月九日当地山宗福寺に葬り

一 防津より助命唐人を提す物類並に及海失銀若くは
銀より一人前花束給二瑞綿糸手巾より一石目り
浪北を以てを惠し右唐人は當年出帆唐船より便
乞帰唐々

一 五嶋嶺海島漂着の唐船を十二月五嶋大和島家来
大久保要人当地より護送の南洋三月三日高港に引
唐より信より同口唐人がは後示より古吹味ををの
江南省通所永臣姚執能を始十九人宗祖を十二月
廿日上海より船を出し山東より大至運送より一紙
南洋中におおき送風を多し同十二月七日地方に流着

一 かつ早延役人階級引送り此日尚港上各船より
中へ有船住居多作月且其津中宗組人数を悉し
糧米薪等ありし水程又洋中糧米より一斗十八俵
送与四月十二日水程帰唐

一 陽州種多島徳島の唐船落州家長新細十市大小の
船数艘より南地へ命ひ護送の末二月二日尚港より引
届し依り唐人も水程下より百餘味を悉しし不
江南省南通州船政張輪書を始末より日本に
渡来ししより悉しし本綿紙を積十七人宗組去
二月六日上海より船をわし山東に航し南洋中におり

一 逆風の多し船尾漏れより荷物を捨てて海に回月十九日
陽州地方吹舟より水程糧米柴薪等送りし水程端
役人階級引送り水今日尚港上各船より各中より一斗
船住居を作月在津中宗組人数を悉し糧米薪等
ありし水程又洋中糧米より一斗十八俵送与三月十二日
水程帰唐

一 回國口水程徳島の唐船尚二月薩州家長本組仁平次
大小の船数艘より南地へ命ひ護送の末二月二日夜尚
港より引届し依り唐人も水程下より百餘味を悉しし不
江南省南通州船政張輪書を始末より日本に

渡り来りしる者も之れ我本を積十六人宗組去九
二月六日上海より船をわし冥途へ歸し不洋中におわ
運風之勢に難い海に同月十九日陽州地方に吹舟し
碇をおぼし別陽州種子島よりしる者も連日碇を固
方一日十二月十八日薩州山川へ引込水筋新米多照葉小
追て之後船二月廿七日役人消息引送るる不風吹西交
水之勢繁り今日高港へ各船中しる者も水任居
之伴舟中糧米新米組人数之難し之後船又洋中
糧米しる者十五人後三月十二日出水帰唐人
薩州防津村沖海客の唐船二月一日薩州家長平田葉葉

小田若右衛門等大小の船数艘より当地向い護送の由高
二月八日高港へ引取られ船一唐人九は役舟より古吟味を
着し之の不江南省南通船船頭陶香賢を始末より日本
渡来ししる者も之れ中船を積十五人宗組去十一月六日
上海より船をわし山東へ歸し不洋中難風を難い海に
同月廿九日地方に吹舟し不水筋新米多照葉子遠く
給揚同十二月廿八日役人消息引送るれ今日高港へ各船
中しる者も水任居を伴舟中葉新米組人数之難し
糧米新米給揚又洋中糧米しる者十日後之後
三月十二日出水帰唐人

一 陽明種子島漂流の唐船去十二月薩州家臣星山三左史
野村甚八等警固船救脱し高地へ向ひ護送の事警固船
宗後れ苗二月廿六日高橋へ入津し依り唐人を以て後取
るに吟味をきくも不江南者南通州船既陸の發を始
前より一日午に後取しし事きくも山東大運送と
しし十二人宗組去十月廿五日上海より出舟の事洋中にて
逆風の多し十一月晦日陽州地方吹舟しわら連船警固
同十二月廿五日役人附流口より引立の事洋中風波烈波
警固船の形方を失ひ日廿六日同団体多郎の月大泊浦へ
引入し水新糧米多野葉字通し其後揚苗二月九日

役人附流引立しれ今日尚港上若船り名中より在津中
糧米新米給糧又洋中糧米より一十俵を給ふ三月
十二日也船師唐

一 日赤黒井演漂芸の唐船苗正月秋月氏家臣源吉左衛門
大塚左衛門等苗地へ向ひ護送の事二月二日夜苗港に引取
依り翌三日唐人元由後取し其に吟味をきくも采浙江省
寧波州既救脱を始十七人宗組去六月十日上海より
船を出し紙を積宗吉東上該き來取實信旦水より一人を
雇入於合十八人宗組同十月二日同取舟の事洋中於て
逆風の多し對日陽州江南者左倉所の事九人并

海江府丹陽縣のより七人洋中におりて破舟のより
船津より西月海を航し揚口十二月朔日にお福徳といふ
海にたつて八日新水糧米等と結揚役人跡原引送てれ
以て船港におよりて中より一月お位右に作月五律中
糧米新人数を悉しとて又洋中糧米といふ
米十七俵并破船船を劉勝名姚陽盛外助命の難民と
同十日儀多路と三月十二日出船海唐入
一 陽州倉久崎海名の唐舟を十二月薩州家生有川倉海の
高地向ひ護送の事警固船ハ宗徳高二月八日当港入
津の儀一唐人の船をいふ古吹傳をいふ事蘇州府船頭

張順芳を始末より日本に渡りし事とて本條
紙扇子を積上り人宗組去十月廿日上海より船をい
山東へ七人の南洋中におりて送風の急に船日海に回
十一月廿六日倉久崎地方に吹付て八月に在る新警固因
廿八日安房村港におりて水新新糧米等此等米等並て
と結揚日十二月十七日役人跡原護送の事風波急変とて
引入高二月廿九日再び薩州山川より引入出の事三月
数日警固船の宗放すれとて以て警固り今日高港にお
よりて中より三月新佐右に作月五律中糧米新人数
悉しとて又洋中糧米といふ米十五俵を結

二月廿六日出航

一 福州府久得港迄の唐船去十二月薩州家臣大橋十舟
尚地へ向ひ獲送の不發因船の宗後也尚三月十日高港
入津に依り唐人を以て後亦と名付味を是くす亦江南
省古倉州北江在惠先を始末とす口本へ後亦りし
尚之に十九人宗組去八月十八日上海より船を出し
同十月四日山東に到り大夏弟を積積同廿日陽帆の不
洋中におありて逆風に多し帆柱を折る船上号は破損し
数日海を西回す月十九日地方吹身し久早津島に碇固
同廿五日同國安房村に引のり此頃船中忽地暴風且

我本号返りて後端大橋を送作し本船所へ修理を如
同十二月七日役人附船引送り此頃和風波烈交り此数
ありて、海に南二月廿九日再び薩州山川より引送り此
今日高港に若船より名中より、本船後在り作舟在津中
人数を悉く糧米薪草等へり此船又洋中糧米とす
第十八俵を給与三月廿九日出航唐人

一 古州室津浦漁着の唐船高三月廿日家臣高田平
舟川新左衛門守大中の船數艘より高港へ向ひ獲送の不
六日高港に引仰り此後七日唐人の船亦りし古
吃味を是くす亦江南省蘇州府古倉州北江在惠先

を始末より口岸に渡りしるる等々を中綿を積十三人
宗組去十月六日上海より船を以て山東に航し不於洋中
逆風より多し船は濤に回月廿七日地方に吹月一か子建中船
警固あり水勢程米多此等字遣りて終獨高月十日
役人階係引退り此以夜高港に若船中一か子建中船
任居り作月旦在洋中宗組人数一忽一程米穀を以て
尚又洋中程米を以て一程米と結ぶ五月十三日出航
功唐々

一 尚年秋板爾雅注疏易经本義日本書紀大學解
中庸解書經古注音義禮記古注春秋集註公羊

傳毅梁傳左傳觴大穀錄非組練字論語微正文大
學章句新疏古文孝經正文孝經大義日本詩選待
書古傳詩經集註書經集註易经集註春秋集註
禮記集註趙註孟子論語孟子論語注疏古書籍名
一類一尚秋帰帆の如く唐國に積仰。

一 尚秋出帆船の月三に書揚樓亭に船難風り色宗病の
杉栢依る限中の鴻におわく及破れ宗組八十三人の内
水自一人溺死甚餘の者も恙なく一も積荷お石磯
沈没すは言流るるうつ一早建は保不保其不保一の者も
恙なく船退り沈る若お取揚り一儀物の類ハ三才不

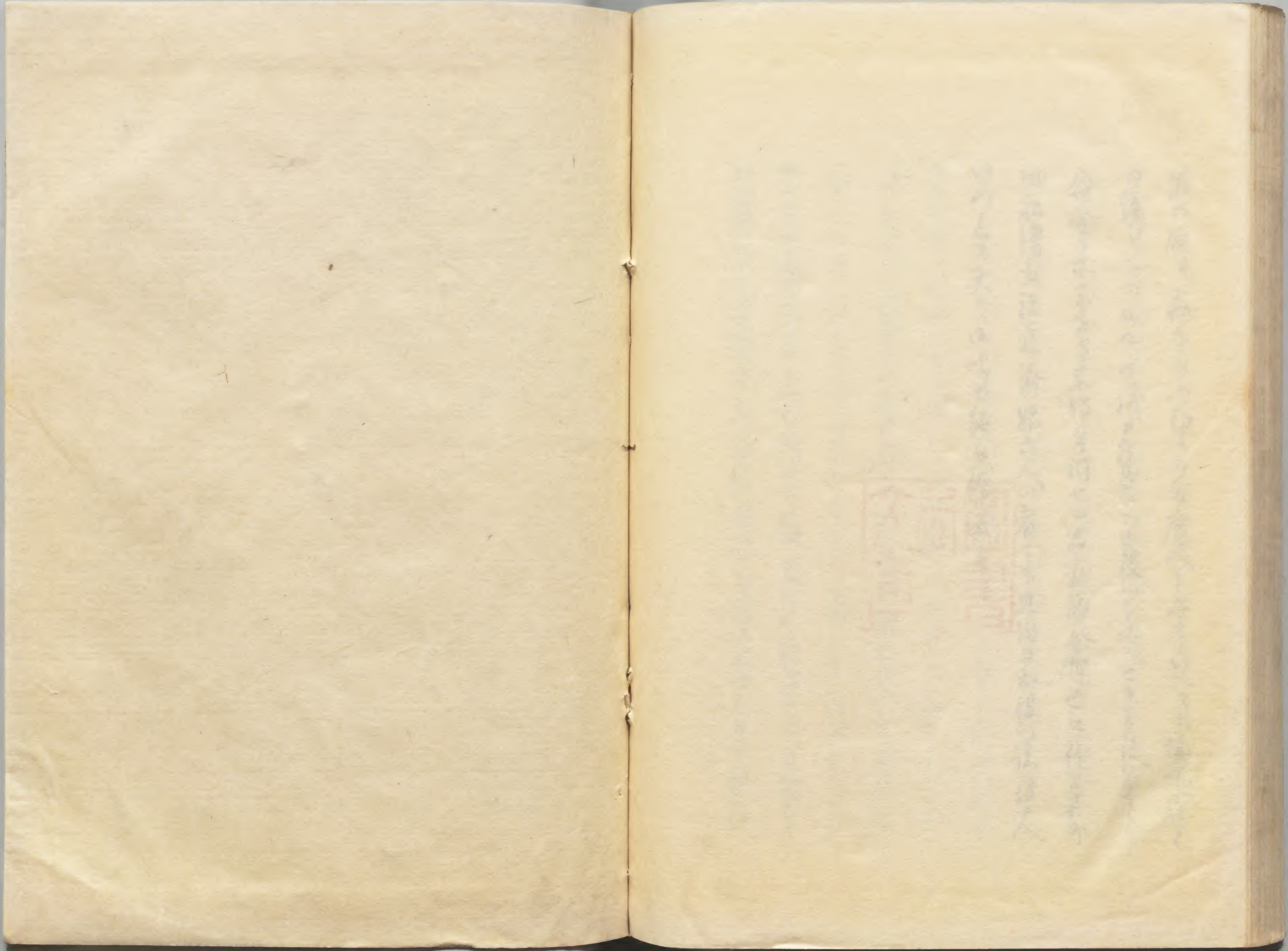
用子月残存物但唐人六口本船積余而港に復送り
依り難因より西右報船の唐人を以構意の之船を
始漕者たよりてまに衣類綿其不其自尚して
左島の漕者早人のものより一日目迄の浪れを
施ふく右を船宗組の者も追て帰帆の船を便乞
降唐

一 尚年十二月朔日七番船積荷役の長新地におお
回船の漕者菊浜合をいりり日備頭と口締をおよ
お合路を外漕者を一日日備をも大幣互ひに助力
しと強制を依り控便を始お後の者制之と云

混雜しと不能而法右菊浜合の船を蒙り其船の
漕者た散りたり新地を引取銀内と引取の亦日備を
御りたしと進行人をた振子よりり者しと制しと
依り強く静まり右右島の船を喰味をさしと木橋梅子
の依破損漏を後教しを日備頭取片を振しを澄み
そりんは制の亦右日備頭情り何々中身をいとも云
信通せは年括し而老分の日備頭系り取まると是初
の日備頭右菊浜合を持澄老分の日備頭と倒れ掛
しと是又情りを蒙り同外日備頭走まり舟を持あり
取まると物自を赤りり舟をたのきりり双方より亦合

混の輝り、所をわらむらの名唐人、
日備ののめ、
命令の亦、
同、
いつとも、





Faint, vertical Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are difficult to decipher due to fading.



